



「生活支援」は高齢者の命づな 回数制限は命を削る！

「誰でもできる、低い報酬でよい」は誤り！

介護報酬改定と

改悪介護保険法本格施行

四月から介護報酬が変更されました（三年ごとに改定）。微増と報じられています。国が削減したい介護サービスは引下げられ、かつ利用しにくくなっています。

改定介護保険法の本格施行も始まりました。

「重度化防止・介護度改善」を掲げ、アメとムチを駆使して、市町村にサービスをできるだけ使わせ

ない競争に駆り立てるシステムが新設されました。

自己負担三割も導入され（八月）、今後、高齢者の介護を奪い、生活を圧迫していくことは必

至。問題山積みです

今回は国がずっと狙っている「生活援助」切捨てについて知って頂きたいことを報告します。

要支援者はすでに切捨て

既報のとおり、要支援者に対する「生活支援」は三年前から順次、介護保険の枠から外され、市町村事業に移行、大半が「無資格・安上がりサービス」になっています。

国が狙ってきたのは、

約百二十万人が利用する「生活支援」を全て介護保険からはずす事。しかし「それはいくら何でもそれはいくら何でも」と全国から大きな声があ

がり、できませんでした。

回数制限で切り捨て

そこで今年の介護報酬改定に乗じてやってきたのが「生活支援」の回数制限です。国が決めた上限回数は介護度別に月二七回〜四三回。これを上回る回数を計画したケアマネージャーは、介護計画書を自治体に提出しチェックを受け、修正を強要される場合もあります。

月百回だって必要な支援

これが如何にひどい制限であるか、一緒に考えて欲しいと思います。

〔Aさん〕

自分で歩いて外出でき

なくなり、ベッドと車椅子を使って自宅で一人住まいです。夜間はベッド横に置いたポータブルトイレを使います。パットや紙パンツも利用していますがシートまで汚してしまうことも時々あります。床にへたり込んでしまったり立ち上がれません。食事の用意、掃除、洗濯、おしめ交換、ポータブルトイレの洗浄、事故や怪我なく過ごせているかの確認などが絶対に必要です。

は数多くいるのです。生活援助は誰でもできる？ 家事は「女の仕事」 誰でもできる、値打ちの低い仕事という価値感が国・社会に根深くあります。その為「生活支援」は身体に直接触る介護と比べ、今までも報酬を極端に安くされてきました。今回、更にこの担い手を「簡単な研修を終えた者」に置きかえようとしています。

豊富な知識、技能、経験、コミュニケーション能力など専門性が求められる労働であること。生活支援は命綱 回数制限と担い手の変更は高齢者の命綱を切るに等しいことです。ヘルパーは生活支援でこんなこともしています。◎古い文化住宅にすむBさんは足腰が弱り和式トイレに長く座れなくなりました。手すりも無く転倒してケガをする危険を心配しケアマネージャーに洋式トイレへの変更を相談しました。

食中毒の心配と電気代の節約も考えて、Cさんを説得して片付けました。◎掃除のために訪問しましたが、Dさんの様子が普段とちがいます。熱中症かな？脳梗塞かな？とりあえずケアマネと主治医に連絡をとり指示を仰ぎました。救急搬送されおかげで治療後、元気になるって退院できました。



国・自治体は高齢者の命づなを切るな！